

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	機船底びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
	こうなご船びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	いか巢びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)		
小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）	なまここぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
	えびこぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自家用え取網漁業	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）	8トン以下の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(1) 坂井市九頭竜川河口右岸防波堤灯台から真方位315度の線と福井・石川両県界の大聖寺川河口中央点から北西の線との両線間における陸岸から2,500メートル以内の海域。 (2) 福井市南菅生町と同市鮎川町との最大高潮時海岸線上の境界点から真方位314度の線と福井市西畑町大稲葉地先の最大高潮時海岸線上の境界点第476号から真方位306度の線との両境界線間における陸岸から2,500メートル以内の海域。 ただし、4月1日から5月31日までは、(2)の海域を除く。	4月1日から11月30日まで	坂井市三国町 および あわら市に住所を置く者	
	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			(1) 坂井市九頭竜川河口右岸防波堤灯台から真方位315度の線と福井・石川両県界の大聖寺川河口中央点から北西の線との両線間における陸岸から2,500メートル以内の海域。 (2) 福井市南菅生町と同市鮎川町との最大高潮時海岸線上の境界点から真方位314度の線と福井市西畑町大稲葉地先の最大高潮時海岸線上の境界点第476号から真方位306度の線との両境界線間における陸岸から2,500メートル以内の海域。	6月1日から11月30日まで	福井市鷹巣地域に住所を置く者	
	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			福井市菜崎町地係西浜から真方位300度の線と同市居倉町地係石鼻から真方位300度の線との両線間における陸岸から2,500メートル以内の海域		福井市越廼地域に住所を置く者	
	15（許可または起業の認可を受けている船舶の数：18隻）			敦賀市立石岬突端と敦賀市と南条郡の最大高潮時海岸線上の境界点とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた敦賀湾の海域	1月1日から1月31日まで および 3月1日から12月31日まで	敦賀市に住所を置く者	
	11（許可または起業の認可を受けている船舶の数：11隻）			大飯郡鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域 （5月1日から5月31日までと10月1日から10月31日までの間は、小浜市蒼島南端と同市津崎突端の見透線以南の津崎以西の海域を除く。） ただし、6月1日から7月31日までの間は、小浜市蒼島北端および同市松ヶ崎と大飯郡鋸崎を結ぶ中央点の見透線、小浜市蒼島北端と大飯郡冠者島北端を見透す線および大飯郡赤礁崎と同郡金ヶ崎を見透す線により囲まれた海域のみとする。	①1月1日から3月31日まで ②5月1日から7月31日まで ③10月1日から12月31日まで	おおい町および小浜市のうち、小浜地域、西津地域および内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭の地区に限る） 高浜町和田地域に住所を置く者 ただし、えびこぎ網漁業の許可を有しない者に限る	
	6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：7隻）			大飯郡鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域 ただし、5月1日から5月31日までは、小浜市蒼島南端と同市津崎突端の見透線以南の津崎以西の海域を除く。	①1月1日から3月31日まで ②5月1日から5月31日まで ③11月20日から12月31日まで	おおい町および小浜市のうち、小浜地域、西津地域および内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭の地区に限る） 高浜町和田地域に住所を置く者 ただし、えびこぎ網漁業の許可を併有する者に限る	
	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			大飯郡高浜町音海と小黑飯の最大高潮時海岸線上の境界点、同境界点から真方位93度350メートルの点、同町小黑飯地係ワニ礁鼻突端および同突端から真方位121度330メートルの点を順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた海域	3月1日から9月30日まで	高浜町のうち 高浜地域および小黑飯地域に住所を置く者	

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）	なまこけた網漁業	4 4（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4 9 隻）	2 トン未満の範囲において許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	敦賀市立石岬（出古島）と同市岡崎（冠岩）を結ぶ線以南の敦賀湾の海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。	1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで および 1 2 月 1 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	敦賀市 に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0 隻）			三方郡美浜町丹生地先針岩えびす岩西端と同町竹波地先落合右岸標柱を結ぶ線以北の丹生湾の海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		美浜町丹生地域 に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0 隻）			三方郡美浜町早瀬地先甲ヶ埼に設置した標柱、同標柱より 5 0 度 6 0 0 メートルの点、同町早瀬と久々子の境界に設置した標柱より 5 0 度 6 0 0 メートルの点、同町久々子と松原の境界に設置した標柱より 3 2 5 度 6 0 0 メートルの点、同町和田地先飛魚岩に設置した標柱より 0 度 6 0 0 メートルの点、同町坂尻地先黒崎に設置した標柱より、0 度 6 0 0 メートルの点および同町坂尻と山上の境界に設置した標柱の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		美浜町美浜地域 に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0 隻）			三方郡美浜町日向地先境堂に設置した標柱、同標柱より 70 度 600 メートルの点、亀埼鼻に設置した標柱より 45 度 600 メートルの点、信田に設置した標柱より 0 度 700 メートルの点および同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域であって日向湖を除く海域。 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		美浜町日向地域 に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：1 隻）			三方郡美浜町菅浜と竹波の境界から 2 7 0 度の線と同町菅浜と北田の境界から 2 8 0 度の線との両線間における陸岸から 5 0 0 メートル以内の海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		美浜町菅浜地域 に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：1 隻）			三方上中郡若狭町常神地先たこ岩に設置した標柱、同標柱より 1 7 5 度の線と同町神子地先大的鼻さざえ礁に設置した標柱より 2 6 0 度の線との交叉点および同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた常神湾の海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町常神地域 に住所を置く者
		3（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4 隻）			三方上中郡若狭町神子地先大的鼻さざえ礁に設置した標柱基点 1 5 1 号、基点 1 5 1 号から真方位 2 5 9 度 4 0 0 メートルの点と三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱基点 1 5 6 号から真方位 2 8 6 度 3 0 0 メートルの点と基点 1 5 6 号を結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町三方地域（神子地区に限る） に住所を置く者
		4（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4 隻）			三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱基点 1 5 6 号、基点 1 5 6 号から真方位 2 8 6 度 3 0 0 メートルの点、同町小川地先大戸岩横礁に設置した標柱基点 1 5 8 号から真方位 2 0 3 度 4 0 0 メートルの点、同町小川と同町遊子との境界小遊礁に設置した標柱基点 1 6 3 号から真方位 1 8 8 度 5 0 0 メートルの点、基点 1 6 3 号の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町三方地域（小川地区に限る） に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：2 隻）			三方上中郡若狭町遊子と小川との境界小遊礁に設置した標柱、同町塩坂越地先三ッ礁に設置した標柱より 2 8 5 度 4 0 0 メートルの点および同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町三方地域（遊子地区に限る） に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0 隻）			三方上中郡若狭町塩坂越地先三ッ礁に設置した標柱、同標柱より 285 度 400 メートルの点、同町世久見と塩坂越との境界青井川に設置した標柱より 298 度 800 メートルの点および同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域。 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町三方地域（塩坂越地区に限る）に住所を置く者
		1 6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：1 7 隻）			三方上中郡若狭町世久見と塩坂越との境界青井川に設置した標柱、同標柱より 2 9 8 度 8 0 0 メートルの点、同町地先烏辺島赤礁に設置した標柱および同町世久見地先稚出鼻に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		若狭町世久見地域 に住所を置く者
		7（許可または起業の認可を受けている船舶の数：1 0 隻）			小浜市田鳥獅子埼礁に設置した標柱、同黒埼鼻に設置した標柱から真方位 2 9 3 度 8 0 0 メートルの点、田鳥と矢代との境界名湖埼茨礁に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲 2 0 0 メートルおよび養殖用施設の周囲 5 0 メートル以内の海域を除く。		小浜市田鳥地域 に住所を置く者

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）	なまこけた網漁業	5（許可または起業の認可を受けている船舶の数：7隻）	2トン未満の範囲において許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	小浜市田島と矢代との境界名湖埼茨礁に設置した標柱基点175号、基点175号から真方位317度730メートルの点、小浜市宇久地先七蛇の鼻に設置した標柱基点177号から真方位23度500メートルの点、小浜市宇久と同市泊との境界白黒に設置した標柱基点178号から真方位353度500メートルの点と基点178号の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	1月1日から3月31日まで および 12月11日から12月31日まで	小浜市内外海地域（矢代、志積、犬熊、阿納、西小川、加尾、宇久の地区に限る） に住所を置く者
		11（許可または起業の認可を受けている船舶の数：11隻）			小浜市松ヶ埼（二つ礁）と同市波懸鼻突端を結ぶ線以东の小浜湾の海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		小浜市小浜地域、西津地域、内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭の地区に限る） に住所を置く者
		29（許可または起業の認可を受けている船舶の数：31隻）			大飯郡赤埼突端と高浜町とおおい町の境界小堀に設置した標柱を結ぶ線と同郡赤礁埼突端と小浜市波懸鼻突端を結ぶ線との両線間における小浜湾の海域 ただし、小浜市津埼突端と蒼島南端および九手の鼻を結ぶ線以南の海域、大飯郡赤埼と犬見埼を結ぶ線以北の海域および操業中の地曳網漁具、養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		小浜市加斗地域 および おおい町 に住所を置く者
		21（許可または起業の認可を受けている船舶の数：21隻）			①大飯郡おおい町大島地先赤礁南端に設置した標柱基点第238号、基点第238号から真方位113度800メートルの点、大飯郡おおい町大島地先鋸崎突端に設置した標柱基点第239号から真方位42度800メートルの点、基点第239号を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域。 ②大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界にマゼ西の鼻に設置した標柱、同標柱より真方位353度950メートルの点、同点より真方位125度1600メートルの点、同点より真方位215度に引いた線と陸岸との交点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域	2月1日から4月30日まで	おおい町 に住所を置く者
		16（許可または起業の認可を受けている船舶の数：17隻）			大飯郡犬見埼突端と本郷地先新田に設置した標柱を結ぶ以西の小浜湾の海域 ただし大飯郡赤埼と犬見埼を結ぶ線以北の海域および敷設中の小型定置漁具の周囲200メートルおよび養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	1月1日から3月31日まで および 12月11日から12月31日まで	高浜町和田地域 に住所を置く者
		16（許可または起業の認可を受けている船舶の数：17隻）			大飯郡おおい町と高浜町との境界ニマゼ西の鼻に設置した標柱、同標柱より0度600メートルの点、高浜町和田と同町岩神との境界に設置した標柱より0度1，000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	2月1日から4月30日まで	高浜町和田地域 に住所を置く者
		6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：6隻）			大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界に設置した標柱、同標柱より0度1，000メートルの点、同町西三松と灘波江との境界に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町高浜地域 に住所を置く者
		9（許可または起業の認可を受けている船舶の数：9隻）			大飯郡高浜町小黑飯地先水尻に設置した標柱、同標柱より80度800メートルの点、同町小黑飯と音海との境界小丹生の鼻に設置した標柱より93度600メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町高浜地域および小黑飯地域 に住所を置く者
		11（許可または起業の認可を受けている船舶の数：13隻）			大飯郡高浜町小黑飯と音海の境界小丹生の鼻に設置した標柱、同標柱より93度600メートルの点、同町音海地先今戸鼻に設置した標柱より76度800メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町高浜地域および音海地域 に住所を置く者
	貝けた網漁業	3（許可または起業の認可を受けている船舶の数：3隻）	(略)	(略)	大飯郡高浜町小黑飯と音海との境界に設置した標柱、同標柱より真方位93度600メートルの点、高浜町小黑飯地先宮の下に設置した標柱より真方位85度800メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域 敷設中の小型定置漁具の周囲200メートルおよび養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	3月1日から4月15日まで	高浜町小黑飯地域 に住所を置く者
		5（許可または起業の認可を受けている船舶の数：7隻）			大飯郡甲埼（甲岩）と同郡押廻埼西端を結ぶ線と同線の中央点、帯ヶ埼突端と広瀬鼻突端を結ぶ線の中央点および高浜町音海と神野浦との境界点の各点を結ぶ線とによって囲まれた音海地先の内浦湾の海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町音海地域 に住所を置く者
		10（許可または起業の認可を受けている船舶の数：11隻）			大飯郡甲埼（甲岩）と同郡押廻埼西端を結ぶ線と同線の中央点、高浜町日引と上瀬との境界点と帯ヶ埼突端を結ぶ線の中央点、帯ヶ埼突端と広瀬鼻突端を結ぶ線の中央点および高浜町音海と神野浦との境界点の各点を結ぶ線とによって囲まれた内浦地先の内浦湾の海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町内浦地域 に住所を置く者
		(略)			(略)		(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)